

## 【2】律蔵の規定からみる仏弟子たちの一日

〔0〕この節では、律蔵の規定から仏弟子たちの一日を見てみたい。律蔵の規定はそれに反すると罰が与えられる強制力のあるものであるから、比丘たちは必ずそれを守って生活していたであろう。以下に紹介するように、それは細部にわたってかなり具体的に定められていて、当時の仏弟子たちの1日の生活を彷彿とさせる。釈尊もこの規定の範囲内で生活しておられたであろうことはいうまでもない。

〔1〕まず早朝時分の生活に関する規定から検討する。すでに述べたように「早朝時分」とは夜明けから乞食に出るまでの時間帯である。言い換えれば午前前半部分ということになる。春秋の昼・夜の時間が等しくなる季節のインドでは6時半から10時半頃までの4時間ほどに相当し、かなり長い時間帯である。

〔1-1〕この時分の生活様態は「受戒犍度」や「儀法犍度」の、共住弟子（*saddhivihārika*, *saddhivihārin*）が和尚（*upajjhāya*）に仕えるその仕え方の規定に窺われる。パーリ律や漢訳の各律において微妙な差異が見いだされるので、すべての律の定めるところを紹介しておく。ただしこの時分の生活に係わるものを中心とした概要である。内住弟子（*antevāsika*, *antevāsin*）が阿闍梨（*ācariya*）に仕える仕え方も同じである。

*Vinaya* 「大犍度」（vol. I pp.046, 061）：弟子は朝起きたら（*kālass' eva uṭṭhāya*）、履を脱ぎ上衣を偏袒にして（*ekamsaṃ uttarāsaṅgaṃ karitvā*）、（和尚のところに行って）楊枝を与え、漱ぎ水を与え、坐具を設ける（*āsanam paññāpetabbaṃ*）。もし粥があったら（*sace yāgu hoti*）、器（*bhājana*）を洗って粥を捧げる。粥を飲み終わったら水を与え、器を洗って収める（*paṭisāmeti*）。和尚が立てば座具を片づけ、そこが汚れたら掃除する。（もし弟子が病気になるたら、和尚は弟子に同様のことをする。ただし履を脱ぎ上衣を偏袒にすることはしない）

『四分律』 「受戒犍度」（大正22 p.801下）：清旦に和尚の房中に入って、誦經法を受け、義を問い、小便器を除去する。時が来たら澡豆もしくは牛尿・灰にて手を洗わせる。もし食べるもの（可食物）があればために取る。もしサンガ中に利養があればために取る。澡豆・楊枝を与え、手をあらい口を濯がせる。

『五分律』 「威儀法」（大正22 p.178中）：清旦に行つて安眠できたかどうかと問い、ために前食・後食・粥・怛鉢那を求める。もし僧中にあれば分を請い、次請処があれば分を請う。

『十誦律』 「雑法」（大正23 p.301下）：朝には大小便器・唾器を片づけ、食が必要であるかと問う。粥を食べる時には釜器を置き、匙を用意する。食する時には食器を弁じる。

とされている。

以上から、比丘たちは朝起きたら寝具などを片づけ、歯を磨き、洗面して、もし食べるものがあればそれを食べるのがわかる。

食べ物については『パーリ律』はそれを粥（*yāgu*）とし、『四分律』は単に「可食物」とし、『五分律』は前食・後食・粥・怛鉢那とし、『十誦律』は粥と食とする。『五分律』の

怛鉢那は *tarpaṇa* の音写語で「乳粥」のことである。また「前食後食」ということばは『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』などの漢訳律にはよく使われる言葉であるが、必ずしもその意味が明確ではない。『四分律』では「前食者明相出至食時是。後食者從食時至日中是」<sup>(1)</sup>と定義されているから、「前食」がこの早朝時分に食する食べ物であり、「後食」が本稿でいう食事時分に食する食べ物すなわち正餐のことになるが、もしそうだとすると『五分律』がここに「後食」を出すのは不適切ということになる。

パーリ聖典では「前食後食」は一般的なことばではないが、『小義釈』には「穀物とは前食 (*pubbaṇṇa*) と後食 (*aparaṇṇa*) である。前食とは米 (*sāli*) ・糠 (*vihi*) ・大麦 (*yava*) ・小麦 (*godhūma*) ・稷 (*kaṅgu*) ・豆 (*varaka*) ・稗 (*kudrūsaka*) である。後食とはスープ (*sūpeyya*) である」<sup>(2)</sup> という用例があり、『清浄道論』には「満足した後に得た食を後食 (*pacchābatta*) という。その後食を食することが後食の食である (*pacchābattabhojana*)」<sup>(3)</sup> という用例がある。『毘尼母経』も「後食者食已竟後更得食。日時未過作残食法食。是名後食」<sup>(4)</sup> というが、これも同じ意味であろう。したがってパーリでは、前食・後食を『四分律』のように早朝時分に食する食と、食事時分に食する食と解釈する仕方と、食料の違いと解釈する仕方の2つがあることになる。

漢訳律の「前食後食」の原語が何であるかは詳らかにしないが、『五分律』は前食後食をともに、早朝時分に食する食とするのであるから、『小義釈』のように食べ物の種類を表わしたのであろう。「前食後食」に続けて粥・怛鉢那を並記するのもこれを後押しするし、『十誦律』が粥と食を分けているのも、これに相当するかもしれない。とはいいながら早朝時分にへビーな食事をするのは考えにくいから、粥以外の食とはいっても軽食に類するものであったであろう。

またこれら粥や食がどのようにもたらされるのかということについてはふれられていない。これがある時もない時もあるという程度の情報しか得られない。可能性としては在家信者から送られるか、僧院内で浄人が調理するかであろうが、その実態は第4・5節における主に経蔵の記述を参照して考察してみたい。

(1) 大正 22 p.666 上

(2) *Cullaniddesa* p.175

(3) *Visuddhimagga* p.060

(4) 大正 24 p.843 中

[1-2] 以上のように、仏弟子たちは早朝時分に食べるものがあればそれを食したであろうことが推測される。そして残りの時間は『四分律』に「誦経法を受け、義を問う」とされているようなことをしたのであろう。また『十誦律』の「雑法」には「夜時の坐禅も、昼日時の坐禅も、七日禅も、常坐禅も許された」<sup>(1)</sup> とするように、坐禅を行ってはならない時分はなかったはずであるから、もちろんこの時分にも坐禅をすることは勧められていたであろう。

また同じく『十誦律』の「雑法」には、和尚は早起、食後、日没時の三時に「悪知識、悪伴、弊悪人に近づくことなかれと弟子に教えるべきである」とされている<sup>(2)</sup>。

(1) 大正 23 p.289 中

(2) 大正 23 p.302 下

[1-3] 以上のように律蔵の規定からは、仏弟子たちは夜明けとともに起きてまず寝具を

片づけ、歯を磨き、洗面して、もし粥などの軽食があればそれを食し、食後は手をあらい、口を漱ぎ、それ以外の時間には、弟子は和尚から教えを受けたり、坐禅をしたりして過ごしたことが推測される。

[2] 次に食事時分の規定を紹介する。この食事というのは正午前に行ういわば正餐としての食事のことであり、季節には関係なく午前10時半頃から午後1時ころまでの2時間半くらいの時分であって、前項の早朝時分につづく午前の後半部分である。この時分を午後1時までとしたのは、食事をすませて村や町から僧院に帰るまでの道のりの時間や鉢などを洗って片づける時間、僧院で食事をする場合にはその後片づけや清掃などがあり、それらも含めて食事時分としたのである。もちろん釈尊や和尚などの長老比丘はこのような作業はしないが、第5節の最後に紹介した *Digha-Nikāya* のアッタカターにも「世尊は円形堂 (maṇḍala-māla) に設けられた勝れた仏座に坐り、比丘たちが食事の務めを終わるのを待たれる」とするように、若い比丘たちが忙しく立ち働くのを尻目に、さっさと自分だけ午後時分に入ってしまうというようなことは考えられないからである。

[2-1] まず食事が許される時間帯の規定である。『パーリ律』は波逸提 37 (比丘尼は波逸提 120) <sup>(1)</sup> であって、

非時に (vikāle) 嚼食 (khādaniya) ・噉食 (bhojaniya) を食してはならない。  
とされている。

非時とは「正午をすぎて翌日の天明に至るまで (majjhantike vitivatte yāva aruṇuggamanā)」と定義されるから <sup>(2)</sup>、食事をとってよい時間は天明から正午までということになる。ちなみに嚼食は「五種の正食 (pañca bhojanā)、時分薬 (yāmakālika)、七日薬 (sattāhakālika)、尽形寿薬 (yāvajivika) を除く硬い食べ物」、噉食は「五種の正食、すなわち飯 (odana)、粥 (kummāsa)、麩 (sattu)、魚 (maccha)、肉 (maṃsa)」と定義されている <sup>(3)</sup>。

このように食事が許された時間は夜明けから正午までである。したがって早朝時に粥などの軽食をとることは律に違反しないわけである。

(1) *Vinaya* vol.IV p.85. 念のために他の漢訳律の規定も紹介しておく。『四分律』单提 37・非時食戒 (大正 22 p.662 下) は「若比丘非時受食者波逸提。比丘義如上。時者明相出乃至日中按此時為法。四天下食亦爾。非時者。從日中乃至明相未出。食者有二種。佉闍尼食如上。蒲闍尼五種食如上」とし、『五分律』墮 38・非時食戒 (大正 22 p.054 上) は「若比丘非時食波逸提。……非時者。從正中以後至明相未出。名為非時」とし、『十誦律』波夜提 37・非時食戒 (大正 23 p.095 中) は「若比丘非時噉食。波逸提。非時者。過日中至地未了。是中間名非時。噉者。五種佉陀尼。食者五蒲闍尼若五似食。波逸提者。煮燒覆障。若不悔過。能障礙道」とし、『僧祇律』单提 36、37・非時食戒 (大正 22 p.360 上) は「若比丘非時食。波夜提。若比丘停食食。波夜提。比丘者。如上說。非時者。若時過如髮瞬。若草葉過。是名非時。食者。麩飯麥飯魚肉。若雜食者波夜提。波夜提者如上說。比丘者如上說。停食者。名過時須臾。須臾者。二十念名一瞬頃。二十瞬名一彈指。二十彈指名一羅予。二十羅予名一須臾。日極長時有十八須臾。夜極短時有十二須臾夜極長時有十八須臾。日極短時有十二須臾。食者。五正食。五雜正食。若一一停食者。波夜提。波夜提者。如上說」とし、『根本有部律』波逸底迦 37・非時食戒 (大正 23 p.824 下) は「若復苾芻非時食者。波逸底迦。若復苾芻者謂十七衆。余義如上。言非時者有其二種。一謂過中已去。二謂明相未出已來。結罪同前」とする。『十誦律』

には「雑法」(大正 23 p.290 中)にも「非時に食してはならない。波逸提」とされている。

(2) *Vinaya* vol.IV p.086

(3) *Vinaya* vol.IV p.083

[2-2] 以上のように早朝時の食事は時間的には戒律に反しないわけであるが、しかし 1 日のうちに 2 度以上の食事が許されるかという疑問が生じる。確かに『パーリ律』波逸提 33 (展転食戒) (1) には

数々食 (*paramparabhojana*) してはならない。

として数々食を禁じる規定があり、『パーリ律』波逸提 35 (足食戒) (2) には

食して満足したら (*bhuttāvi pavārito*)、残食でない (*anatirittam*) 嚼食・噉食を取ってはならない。

とも定められている。

「数々食」とは「五種正食中の一食をもって請ぜられ、これを措いて (*ṭhapetvā*) 他の五種正食の一食を取ること」と定義され、「食して満足したら」というのは、五種正食の一食を食べて、給仕してくれている人にもう十分にいただいたから結構ですという意思表示をすることと定義されている。このような定義からこの規定は、1 度食べたらそれ以上の食をとってはならないという意味のように解せられるかもしれない。

しかしながらこれらの規定は、たとえば『パーリ律』波逸提 33 の制定の因縁は、ある貧しい人が財力をはたいて翌日の食事に招待したのに、比丘らはその日に先に乞食して腹を満たしていたから、口々に「少しだけ、少しだけ」と言ったので、せっかく用意したのに比丘らを満足するまで与えられなかったと無念に思い、非難したからとされており、また『パーリ律』波逸提 35 制定の因縁譚は、1 人のバラモンが比丘らを招待して十分に食を与えたはずなのに、さらに他の家に行って食したり、鉢に入れて持ち帰ったりしたので、そのバラモンが「比丘らは私の家の施食では満足しなかったのか」と無念に思い、かつ非難したからであるとされている。

このようにこれら 2 つは食事に招待された場合の規定であって、招待主に失礼にならないように、招待された食べ物を食べた後は、再び食べてはならないという意味である。ちなみに食してよいとされる『パーリ律』波逸提 35 の「残食」というのは、招待食以外の手段で得られた僧院に持ち帰られた (3) 食べ物であって、しかも「残食法」がなされたものとされている。残食法とは「清浄食がなされ (*kappiyakatam hoti*)、食を手を持ってなされ (*paṭiggahitakatam hoti*)、食を高く掲げてなされ (*uccāritakatam hoti*)、申手内にてなされ (*hatthapāse katam hoti*)、食し終わった者によってなされ (*bhuttāvinā katam hoti*)、食し終わり満足して座より起たない者によってなされ (*bhuttāvinā pavāritena āsanā avuṭṭhitena katam hoti*)、『この食一切用いず』と言われる時 (*alam etaṃ sabban ti vuttam hoti*)、病者の残食なる時 (*gilānātirittam hoti*)」と定義されている (4)。要するに僧院に持ち帰られた食べ物を持って、「私は十分に満足したから、これはもう不要である」と第三者にも分かるように意思表示をしたものが残食になり、このようなものなら再び食してよいという意である。

以上のように数々食が禁止されるのは招待された場合であって、先の早朝時の軽食の場合はこれに抵触しないし、また乞食に出て乞食で得た食べ物を食べる場合も、この規定には関

係がないということになる。

なお非時薬（時分薬）・七日薬・尽形寿薬とされるお腹の中に入れるものがあり、これらは時間外にも服することができる。それぞれ

「時分薬」とは浄く漉した漿汁をいう<sup>(5)</sup>。

「七日薬」とは酥・油・蜜・石蜜をいう<sup>(6)</sup>。

「尽形寿薬」とは、5種の根薬・5種の果薬・5種の塩・5種の樹膠薬・5種の湯をいう<sup>(7)</sup>。

と定義されている。たとえばジュースとか砂糖水などは非時薬扱いになるから、非時にも飲むことができるということになる。

このように食事時分のこの食事が本格的な食事であって、いわばこれが正餐ということになる。しかしこれとは別に早朝時分に僧院で摂られる軽食があり、いわばこれは朝食であり、この朝食と正餐とは、それなりに間隔が開いていたことは想像するに難くない。食事時分を午前10時半以降と考える根拠の1つでもあるわけであり、したがって乞食はそれほど早い時間帯になされなかったということになる。

- (1) *Vinaya* vol.IV p.077. 他の漢訳律は、『四分律』単提 32・展転食戒 大正 22 p.655 中；『五分律』墮 31・展転食戒 大正 22 p.049 中；『十誦律』波夜提 31・展転食戒 大正 23 p.086 下；『僧祇律』単提 32・展転食戒 大正 22 p.352 上；『根本有部律』波逸底迦 31・展転食戒 大正 23 p.810 下
- (2) *Vinaya* vol.IV p.082. 他の漢訳律は『四分律』単提 35・足食戒 大正 22 p.660 上；『五分律』墮 35・足食戒 大正 22 p.052 上；『十誦律』波夜提 34・足食戒 大正 23 p.091 上；『僧祇律』単提 33・足食戒 大正 22 p.354 中；『根本有部律』波逸底迦 34・足食戒 大正 23 p.821 上である。
- (3) 長井真琴著の『巴漢和对訳 戒律の根本』のパーリ文は、PTS 本が *bhuñjeyya* とするところを、*abhihaṭṭhuṃ pavāreyya* としている。
- (4) 「残食でないもの」を「残食」に言い換えた。
- (5) 『十誦律』医薬法 大正 23 p.194 上、『僧祇律』雜誦跋渠法 6 大正 22 p.454 中
- (6) 『十誦律』医薬法 大正 23 p.194 上、『僧祇律』雜誦跋渠法 6 大正 22 p.454 中
- (7) 『十誦律』医薬法 大正 23 p.194 上、『僧祇律』雜誦跋渠法 6 大正 22 p.454 中

[2-3] 以上のように正餐は招待による場合があったわけであるが、通常の正餐は乞食によって得た。ここでは乞食の作法についても触れておきたい。この乞食の作法は先の記述に続く「受戒韃度」の和尚と弟子の作法からも推測されるし、「威儀韃度」の中には「乞食法」が定められている。これらも律によって微妙に異なるので、『パーリ律』と漢訳の各律の概要を掲げておく。

まず「受戒韃度」の弟子の作法である。

*Vinaya* 「受戒韃度」(vol. I p.046) : もし和尚が村に入ろうとするならば内衣 (*nivāsana* 裙) を与え、代りに与えられた着物 (*paṭṇivāsana*) を受け取り (*paṭiggahetabbam*)、帯 (*kāyabandhana*) を与え、僧迦梨 (重衣) を畳んで与え (*sagaṇaṃ katvā saṃghāṭiyo dātabbā*)、鉢を洗って水を入れて与える。もし随従沙門 (*pacchāsamaṇa*) を欲するならば、三輪を覆い、遍く内衣を着 (*parimaṇḍalaṃ nivāsetvā*)、帯を結び (*kāyabandhanaṃ bandhitvā*)、畳んで僧迦梨を纏い (*sagaṇaṃ katvā saṃghāṭiyo pārupitvā*)、紐を結び (*gaṇṭhikaṃ paṭimuñcitvā*)、

鉢を洗って持って (dhovitvā pattam gahetvā) 随従沙門となれ。遠きにすぎず近きにすぎずして行き、鉢に入れるものをとる。(弟子が乞食に出るときには、和尚は同様のことをする。ただし随従沙門とはならないのはもちろんである。)

還った時には先に来て座具 (āsana) を設け、洗足水 (pādodaka)、足台 (pādapiṭha)、足布 (pādakathalika) を持ってきて迎え、鉢衣 (pattacīvara) を受け取り、代りに与えられた着物を与えて、内衣を受け取る。もし衣 (cīvara) が汗のために湿っていたらしばらく熱処に乾かす。熱処に放置せずにとって畳む。もし托鉢食があって (sace piṇḍapāto hoti)、和尚が食べることを欲すれば水と托鉢食を手渡す。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のことをする。)

食べ終わったら水を与え、鉢を受け取って洗い、熱処に乾かしてから鉢衣を収める。鉢は床 (mañca) の下、小床 (piṭha) の下に収め、露地に置いてはならない。衣を収める時には衣架もしくは衣綱に、端を外に襞を内にしてしまう。和尚が立った時には座具を取り、洗足水、足台、足布を収める。もしそこが汚れれば掃除する。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のことをする。)

『四分律』「受戒鍵度」(大正22 p.801上): 弟子は和尚に村に入るかどうかと尋ねる。もし入らないといえ、どこで食をとるか尋ねる。村に入るといえば衣架から衣を取る。まず安陀衣 (antaravāsaka 下衣) を取り、次に腰帶、僧祇支 (saṃkacchika 覆肩衣、覆肩衣) <sup>(1)</sup>、鬱多羅僧 (uttarāsāṅga 上衣) を取って与える。次に僧迦梨 (saṃghāṭi) を畳んで頭上あるいは肩に着ける。次に鉢を取って澡豆あるいは灰、牛尿で洗い、絡囊もしくは手巾裏もしくは鉢囊の中に入れる。和尚の襯身衣 (肌着) を取って畳み、洗足物や臥氈被を片づける。

出かける時には和尚の行道の革履を捉り、房舎を出る時は戸締まりをきちんとし、鍵を見えないところに隠す。行く時には和尚を前にし、知った人に会えば挨拶し、人の道を避ける <sup>(2)</sup>。村に入る時には少しく道から離れ、鉢を置いて頭上あるいは肩の上の僧迦梨を下ろして和尚に与える。もし村外に客舎、坐肆舎、作房があれば行道の革履を中に置く。そして和尚について行くべきかどうかを尋ねる。もしどこかで待っていよといわれれば待っている。もし和尚が村に入って出てこない時は、村に入って「この分は和尚、この分は自分」と考えて乞食する。村を出たら革履のところに行き、僧迦梨を畳んで頭上もしくは肩の上に着けて帰る。

還ったら和尚所住の食処を掃除し、座具・浄水瓶・洗浴器・残食を盛る器 (avakkārapāti) を用意し、和尚がやって来るのを見たら起って迎え、僧迦梨をとって汚れていないかどうかを調べ、汚れていたら洗う。和尚が手を洗い終わったら、自分のところに食があれば与え、給仕する。もし正午を過ぎるようなら一緒に食べる。余りがあれば人、非人に与える。それでも余りがあれば無草処あるいは無虫水中に捨て、盛食器を片づけ、座具・洗足床・洗足瓶などを片づけ、食処を掃除する。(以下房の掃除の作法が続くが省略する)

弟子は日に三度和尚に問訊しなければならない。朝と中と日暮である。また和尚のために二事を執らなければならない。房舎を修理することと衣服を繕い、洗濯することである。

とされている。

「儀法犍度」には乞食比丘 (*piṇḍacārika bhikkhu*) の作法が定められており、次にこれを紹介する。

*Vinaya* 「儀法犍度」 (vol. II p.215) : 乞食のために (*piṇḍacārikena*) 村落に入ろうとする者は、三輪を覆い、遍く内衣を着け、帯を結び、畳んで僧迦梨をまとい、紐を結び、鉢を洗ってから持ち、慌てずに村落に入る (*ataramānena gāmo pavisitabbo*)。長老比丘の前に行ってはならない。住居 (*nivesana*) に入る時にはここから入ってここから出ようと観察する。慌てて入ったり、出たりしてはならない。甚だしく遠くに立ったり、甚だしく近くに立ったりしてはならない。甚だしく速やかに還ってはならない。立つときは食を与えようとしているか、与えようとしていないかを観察する。もし与えようとしていることが観察されれば立ち止まる。食を受けるときには、左手で僧迦梨を高く挙げ (*vāmena hatthena saṃghāṭiṃ uccāretvā*)、右手にて鉢を出し、両手に鉢を持って受ける。施食者の顔 (女性 *bhikkhādāyikā*) を見てはならない。スープを与えようとしているかどうかを観察する。もし与えようとしていることが観察されたら立ち止まる。食を受けたら僧迦梨で鉢を覆って (*saṃghāṭiyā pattam paṭicchādetvā*) 慌てないで還る。

先に乞食から帰った者は座具を設け、洗足水、足台、足布を調べ、残食を盛る器を洗って調べ、飲料水 (*pāniya*)、用水 (*paribhojaniya*) を用意する。後に帰った者はもし残食 (*bhuttāvasesa*) があり、もし欲すれば食い、欲しなければ青草なきところに捨てるか、虫のいない水に沈める。床座を除き、洗足水、足台、足布を納め、残食を盛る器を洗って収め、食堂を清める。もし水瓶 (*pāniyaghaṭa*)、用水瓶 (*paribhojaniyaghaṭa*)、便所の手洗い水を入れる甕 (*vaccaghaṭa*) に水がなければ備える。もし自分がよくすることができなければ手を以て他の比丘を招き、手振りでも備える。言葉を用いてはならない。

『四分律』「法犍度」 (大正 22 p.932 下) : 村に入って乞食する時には、清旦に手をあらい、腰布、僧祇支を着け、鬱多羅僧を着け、僧迦梨を畳んで頭上もしくは肩の上につけ、鉢を洗って囊に入れもしくは手巾につつま、襯身衣、洗足革履、氈被を片づけ、道路行革履を取り、房の戸締まりをきちんとする。道を行く時に人に会ったら挨拶して「善来」という。聚落に入る時は少しく道を外れて僧迦梨をとって着る。村辺に売器の処や屋、作人があつたら革履を脱いで預ける。村に入る時には村の様子をよく観察する。居士の家に入る時にも門がどこにあるかなど様子を観察する。食は自ら進んで取ってはならない。呼ばれた時には行ってよい。もし1器ならば、飯・乾飯・麩・魚肉を一緒に入れてはならない。樹葉・樹皮・鍵鏝で隔てる。もし次鉢・小鉢があればそれに入れる。麩は手の中に裹む。大家を選んではならない。強いて乞うてはならない。村を出る時には道行革履を取って履き、鉢を地において僧迦梨を畳んで肩の上あるいは頭上に着ける。

常所食処を掃除し、水器や残食器を用意し、床座・洗脚石・水器・拭脚巾を用意する。もし他の乞食比丘がやってきたら起って遠くから迎え、ために鉢を取り、衣を取ってほこりを払い、汚れていれば拭い、あるいは洗う。そして乞食比丘に座を与え、水

器、水、洗足石、拭足巾を与え、革履を取って左の方に置く。食事をする用意が整ったら給仕する。もし日時がすぎようとするなら、自分も一緒に食べる。乞食比丘が食し終わったら鉢を取って手を洗わせる。自分が食べて余食があれば人あるいは非人に与え、残ったら草のない地、あるいは虫のいない水に捨てる。そして残食を盛る器を洗い、元あったところに戻す。床座、洗足石、水器も元あったところに戻す。食処を掃除し、ゴミを澡盤を用いて片づける。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.178 上) : [乞食比丘初学法] 早起きして、ベッドをおりて革履を着し、内衣を取って着、腰縄を絞め、下衣を著し、行路革履を履き、僧迦梨および鉢を取り、鉢を洗って、門戸を閉じ鍵をかける。聚落を去ること遠くないところで鉢を草の上に置いて僧迦梨および中下衣をはたいてから齊整に着、左手に衣を摂め、右手に鉢を捧げて、町の様子や家の様子をよく観察する。門前に来たら弾指し、警咳して、叩いて家人に知らしめる。門に入ったらどこに立つべきかを考え、家人が「入りたまえ」と言ったら、入って食を受ける。女人と会話してはならない。見つめてもならない。もし1軒の家で十分でない時には余家に行って足す。食を得終わったら、聚落を出て、鉢を地において僧迦梨を脱いで肩の上にかける。

住処に帰ったら、衣鉢を常著処に置いて革履をはたき、洗脚して、また革履を着けて房に行き、戸を開いて衣鉢を取める。食処を掃除して、座具を敷き、浄水を取って、手を拭き足を拭く布を用意する。もし住処に先に生熟食・苦酒・塩醬があれば予め受けて一処に置く。盛長食器を洗って、食を量って余分があったら減らす。もし上座が食を持って後から帰ってきたのを見たら、起って迎えて衣鉢を取り、上座が本処についたら革履を脱がせる。時が来たら鞦韆を打つか唱令して集坐し、集坐し終わったら、先に遍く盛長食器を廻し、多いものは減らし、足りないものは足し、その後に菜醬を行う。もし食時にあたって比丘が後から来たら水を与える。もし彼が水を受ければ盛長食器中の食を与える。もし彼が水を受けないなら彼はすでに食したのである。衆が食し終わったら座具を取め、地を掃き、ゴミを遠くに捨て、盛長食器を洗って本処に取め、水瓶を取める。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.178 中) : [阿練若比丘乞食初学法] もし師が聚落に入ろうとするならば、軽重衣のどちらを着るかと問い、それを与える。もし師が自分に従ってこいと言われれば従う。常に師の背後に立ち、檀越が食を与えれば受け、もし得るものがなくとも怨んではならない。師に残食があって与えられれば喰い、なくとも怨んではならない。師が帰ったらしたがって帰り、上のごとく道を行じる。

『十誦律』「雑法」(大正 23 p.298 上) : ベッドをおりたら、安陀衛を、次に泥洹僧(nivāsana 内衣)、次に鬱多羅僧を齊正に着、僧迦梨を左肩に着して、鉢を取り、錫杖を取って、戸をきちんと閉め、仏塔・声聞塔を右邊してから鉢を洗い、僧房の門を開けて外へ出て、一重の革履を履く。聚落に近づいたら僧迦梨を取って齊正に着し、錫杖を取って、巷に入る時に様子をよく見る。また家に入る時にも外門・中門・内門などの様子をよく見る。庭に入ったら弾指し、もし得れば食を受ける。もしさらに余処に乞食するなら時節を見る。もし時間があつたらさらに乞うてよい。

聚落を出たら鉢杖を置いて、僧迦梨を取って左肩に着し、先に食処に至ったら座



床を敷き、揩脚物をとって足を拭き、水がめ・水瓶を用意する。食処を掃除し、もし和尚阿闍梨がおり好食があれば先に和尚阿闍梨に与える。食後には床座を挙げ、揩脚物を挙げ、脚物を拭き、水がめ・水瓶を片づけ、ゴミの始末をして房に戻る。

『僧祇律』「威儀法」（大正 22 p.512 中）：乞食する時は羊のように頭を下げて前の人にぶつかるようなことがあってはならない。とって共行弟子はあまり離れすぎてもいけない。「我に食を与えよ。大福を得る」と言ってはならない。黙って立つべきである。きょろきょろしてはならない。もしその家の婦女が与える気がないと解れば直ちに去るべきである。富家にして処々に宝物がある場合は去らなくともよい。呼んでこちらの方を見たら、（与える意思がないと見て）去るべきである。もし食を請されたら食してよい。もし請されなかったら乞食する。井あるいは池水の辺で食し終わって鉢を洗って去ってもよい。

「阿蘭若比丘 (*āraññaka bhikkhu*) の作法」も定められており、これも乞食に関係するので紹介しておく。阿蘭若比丘は町や村落からそれほど遠くないが、人気のないところに住する比丘で、町や村落の中あるいはその近辺に住する聚落比丘に対する比丘である。しかし聚落比丘と同様に僧院に住していたことは以下の記述から知られる。

Vinaya「儀法捷度」（vol. II p.217）：阿蘭若比丘は時が来たら起き、鉢を袋に入れて肩にかけ、衣を肩にのせ (*civaraṃ khandhe karitvā*)、履を履き、戸や窓を閉めて臥坐処 (*senāsana*) を出る。村に入ろうとする時には履を脱ぎ、下に置いて打ってから袋に入れて肩にかけ、三輪を覆い、遍く內衣を着けて、……（以下乞食の儀法と同じ）……、村を出る時には鉢を袋に入れて肩にかけ、衣を畳んで頭上にのせ (*civaraṃ saṃharitvā, sise karitvā*)、履を履いて行く。住処に帰ったら、飲用水・用水・衣を調べ、鑽火具・杖を整える。阿蘭若比丘は星宿を学び、方角に善巧であるべきである。

『四分律』「法捷度」（大正 22 p.933 下）：乞食比丘の作法とほとんど同じ。ただ住処が村や町からいくらか離れたところにあるからであろう、賊に対する配慮が付け加わっているのみである。常所食処の規定も同じであるから、阿蘭若比丘も僧院で共同生活していたことが判る。ここでは賊に時間・方角を問われて答えられなかったので、方相・星を知るべしとされている。

『五分律』「威儀法」（大正 22 p.180 上）：阿蘭若比丘は阿蘭若賊にそなえて、四方の相、機宜・星宿を知り、月の半月の日数と歳月の日数を記しておかなければならない。また乞食して帰る時に聚落中で食してもよいが、持ち帰る時には異物が入らないように鉢を覆う。また阿蘭若賊のために一分を残しておく。

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.301 上）：（阿蘭若比丘は阿蘭若賊にそなえて）人が来たら共語し「善来」という。火と火鑽、食と食器、水と水器を蓄えておき、洗脚水・水器・浄水瓶・常用水瓶を蓄え、水を満たしておく。道・日・時・夜・夜分・星宿を知り、星宿法を学び、修多羅・毘尼・阿毘曇を誦し、学解しなければならない。

以上の記述から次のようなことが推測される。第 1 に、乞食は 1 人で、あるいは和尚が随従沙門を連れて 2 人で行われるのが原則であった。しかし波逸提 42 (123) (驅出他比丘戒)

(3) に、

共に村や町に乞食に入ろう (gāmaṃ vā nigamaṃ vā piṇḍāya pavisissāma) と誘っておいて、途中で一人で去らしめてはならない。

という規定もあるから、互いに誘いあって複数の人数で乞食に行く場合もあったのであろう。しかし波逸提 32 (比丘尼 118) (別衆食戒) <sup>(4)</sup> には、

別衆食 (gaṇabhojana) を取ってはならない。病時 (gilānasamaya) ・ 施衣時 (cīvaradānasamaya) ・ 作衣時 (cīvarakārasamaya) ・ 行路時 (addhānagamanasamaya) ・ 乗船時 (nāvābhirūhanasamaya) ・ 大衆会時 (mahāsamaya) ・ 沙門施食時 (samaṇabhattasamaya) は除く。

という規定があり、「別衆食」は「4人以上の比丘が5種正食中の1をもって招待され食すること」と定義されているから、4人以上の人数で行われることはなかったであろう。もっともこの規定は、招待された場合であって乞食は対象にはならないが、後にふれるように乞食中に家に招じられて食を供される場合もしばしばあり、これも別衆食となるであろうから、集団での乞食はなされなかったと考えた方がよいであろう。したがって現在の東南アジアでの風習のように、比丘たちが集団で乞食に出て、在家信者が予め食を用意して、彼らを門前で待ちかまえているというようなことはなかったとしなければならない。

第2に、『五分律』の乞食比丘の作法において鍵稚を打ったり、唱令したりして比丘たちを集めて集団で、持ち帰った食物を僧院で食する場合もあったようであるが、しかしこの場合も食を終えてから帰ってくる者があったことも予想されているから、それはサンガとして行うのではなく、あくまでも食事は個人個人が別々に摂るのが原則であって、だから早い者順にそれぞれが銘々勝手に食べていたことが知られる。また「儀法鍵度」に、

もし聚落中において食しようと思ったら、住りて食してよい。もし持ち帰るなら鉢の上を覆うべし <sup>(5)</sup>。

という規定もあるように、外ですませて僧院に帰るということも許されていた。むしろそれが前提とされていたであろうことは、僧院で食べ物を盛る器を、各律が「残食を盛る器 (avakkārapāti)」(『パーリ律』) とか「残食器」(『四分律』)、「盛長食器」(『五分律』) などと呼んでいることから知られる。僧院に持ち帰って食べる食物は食べ終わった後の「残食」という認識であったのである。第4節・第5節においても考察するように、食事を外ですませてから僧院に帰るといふことのほうが多かったように考えられる。

第3には、皮革鍵度に「履を着けて村邑 (gāma) に入るべからず。入る者は悪作。病比丘を除く」<sup>(6)</sup> と定められているように、乞食のために村に入る時には革履を脱ぎきまりであったということと、村や町に入る前や出た後では、重衣を肩にかけたり頭にのせて運ぶということが行われたが、乞食のために町や村に入る時には、三衣をきちんと着けたということが知られる。『僧祇律』の「威儀法」(大正 22 p.511 上)には「入聚落著衣法」があつて、ここでは「春時には肩の上においてもって行き、聚落に入る時には聚落の近くで衣を着して紐を安んじて入り、冬時にははじめから衣を着する」とされている。

第4には、乞食から帰っても、鉢を洗ったり食堂の後片づけや掃除があつたりして、主に若い比丘の仕事であったであろうが、かなりの作業量があつたということである。したがって若い比丘たちは午後時分に入れるのは、午後1時前後であったであろう。

ところで本稿の主題である乞食の時間帯ということについては、『四分律』は「清旦」と

し、『五分律』は「早起下床」とし、『十誦律』は「欲下床時」とするから、いずれも早朝の起床した早々をイメージしているように見える。しかし先に弟子の和尚への仕え方の項において見たように、『四分律』は「清旦に食うものがあればために取る」とし、『五分律』も「清旦には行ってために前食・後食・粥・恒鉢那を求める」というのであるから、この2つを同時に行うことはできない。先にも書いたように、乞食は正餐のためのものであって、しかも在家信者の家が朝食を終わるころに行うのであり、第4節および第5節でも考察するように実態は正午前に行われたようであるから、前記の表現は言葉の綾であると理解しておく。

- (1) 腋と左肩を覆う長方形の下着で本来は女性のためのもので、『パーリ律』では比丘には許されていない。中村元『仏教語大辞典』では「元は女性のみ許されたが、男性の僧も用いるようになった」と解説されている。
- (2) 道中で人に会ったら挨拶するが相手が恐縮するからのものである。
- (3) 『四分律』単提 46・馳他出聚戒 大正 22 p.667 下；『五分律』墮 76・馳他出聚戒 大正 22 p.067 中；『十誦律』波夜提 51・馳他出聚戒 大正 23 p.104 上；『僧祇律』単提 44・馳他出聚戒 大正 22 p.366 中；『根本有部律』波逸底迦 51・馳他出聚戒 大正 23 p.834 上
- (4) 『四分律』単提 33・別衆食戒 大正 22 p.657 中；『五分律』墮 32・別衆食戒 大正 22 p.050 中；『十誦律』波夜提 36・別衆食戒 大正 23 p.093 中；『僧祇律』単提 40・別衆食戒 大正 22 p.362 中；『根本有部律』波逸底迦 36・別衆食戒 大正 23 p.823 中
- (5) 『五分律』威儀法 大正 22 p.180 上。なお鉢を覆うべしというのは、鉢中に鳥の糞や鳥がくわえていた蛇が入る恐れがあるからである。
- (6) *Vinaya* vol. I p.194、『四分律』皮革韃度 大正 22 p.848 中、『十誦律』皮革法 大正 23 p.183 中

[2-4] 食事時分に取られる正餐は招待される場合もあることはすでに述べた。「儀法韃度」には招待食の作法についても触れているので、ついでにこれも各律の概要を紹介しておく。

*Vinaya* 「儀法韃度」 (vol. II p.213) : [食堂の儀法 (bhattagga-vatta) ] 僧園であつて (ārāme) 時が来たことを告げられたら、三輪を覆い、遍く内衣を着け、帯を結び、畳んで僧迦梨をまとい、紐を結び、鉢を洗ってから持ち、慌てずに村落に入る。長老比丘の前に行ったり、坐してはならない。(以下、衆学の規定と重複するものが多い) よく身を覆い、身を摂し、目を地にむけて屋内を行って坐し、衣を偏抄したり、戯笑したり、高声したり、身を揺らしたり、肘を振ったり、頭を振ったり、又腰したり、頭を覆ったり、蹲行したりしてはならない。長老比丘を侵害して坐してはならない。新参比丘の座を奪ってはならない。僧迦梨を拵げて屋内に坐してはならない。

[鉢を洗うための水 (udaka) を受けるときの作法] 両手で鉢をもって水を受け、下に置いて衝突しないように洗う。もし受水者 (udakapaṭiggāhaka) があれば下に置いて受水器に水を注ぐ。もし受水者がなければ下に置いて地上に水を注ぐ。

[飯を受取るときの作法] 両手に鉢 (patta) を持ってスープの余地を作つて (sūpassa okāso katabbo) 飯を受取る。もし酥 (sappi) や油 (tela) や特別のご馳走 (uttari-bhaṅga) があるときは、長老は一切の人に平等に分けるように言う。スープに等しい食を受け、鉢にあふれないように食を受ける。長老は一切の人が飯

(odana) を受け終わらない間に食べてはならない。

[食べ方] 一心に食し、順次に食し (sapadāno piṇḍapāto bhuñjitabbo)、スープに等しく食し (samasūpako ……)、中央より押ししたり、更に得ようとして飯を以てスープや添え味を覆ってはならない。スープや飯を自分のために請うて食してはならない。病者を除く。嫌心をもって他人の鉢を見てはならない。過大な飯の塊を作ってはならない、……

[鉢の洗い方] 一切の人が食し終わらないうちに長老は水を受けてはならない。(鉢を洗うための水を受けるときの作法がつづくが省略する) 飯粒があれば鉢の洗いを屋内に捨ててはならない。

食堂で食事を供された時には、最長老と随長老 (thera-anuthera) 4、5人が残って感謝のことばを説く (anumodati) <sup>(1)</sup>。

『四分律』「法毘度」(大正 22 p.934 下) : [食上法] 請を受ける時は常小食処、大食処の見えるところで待つ。檀越が迎えに来たら上座を先にして行く。下座は偏露右肩にし革履を脱いで、後ろからしたがって行く。食処に至ったならば、上座が坐し終わってから中座、下座の順に坐る。もし檀越が上座のみに果や種々の羹を与えれば受け、僧のために与えられれば遍からしめる。食を得たらすぐに食べるのではなく皆に行き渡ってから食べる。捨てるべきものがでたら足下に留めておいて、持ち帰って捨てる。食べ終わったら上座と4人がとどまり、「もし利のために施したのならばこの利は必ず得られるであろう。もし楽のために施したのならば、この楽は必ず得られるであろう」と挨拶する。もし檀越が布施・檀越法・天・過去の父祖・仏法僧について説いてほしいと願えばそれを説く。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.179 中) : 白衣がサンガを食事に招待した時には、時を知らせてもらい、今だ到着しない者のために座を空けて整然と坐る。食事は量も質も等分にし、食事が終わったら上座8人が残って呪願して去る。

『十誦律』「雑法」(大正 23 p.299 上) : (食事を招待された時には) 次第に入り、次第に坐し、次第に食し、次第に起ち、次第に去る。食事が終わったら上座が讃唄・呪願・讃嘆する。上座がなしえないときには第2がなし、第2がなしえないときには第3がなす。

『僧祇律』「威儀法」(大正 22 p.500 上) : 食事を招待されたら、明くる日の朝に直月(当番)あるいは園民あるいは沙弥を遣わして様子を見に行かせる。用意がなされているのを確認したら、冬時ならば一切が共に行き、春夏時ならば前後して行く。上座は量においても、食べ物の種類においても一切に平等に配られるように配慮し、配られ終えたら食事する。食事が終わったら上座は呪願する。もし上座ができないなら第2上座が行う。

以上から判るように、食事を招待された時には上座が残って挨拶し、説法をすることになっている。なお『パーリ律』のいう「食堂 (bhaddagga)」は僧院内にある比丘たちが食事をする場所ではなく、在家信者の家で食事を供される場所のことである。

(1) この最後の部分は、叙述の順序としては最初に書かれている。p.212

[2-5] 食事時分の正餐は乞食で得ることが原則であるが、前項で述べたように招待され

る場合もあり、そしてさらに在家信者が僧院にもたらししてくれた食べ物を僧院内で食べる場合もあった。『五分律』「威儀法」(大正22 p.179中)には、檀越から僧院に送られてきた食物の作法が定められている。

上座は下座に告げて食処を掃除させ、座を敷き、浄水を用意し、盛長食器を出させる。

時が来たら唱えたり、鞞稚を打ったりして比丘を集めて食を受ける。もし食を弁えることが遅かったら急がせる。

これは残食ではなく正規の食事であるから、サンガとして全員が一緒にしたのであろう。

また『僧祇律』の威儀法(大正22 p.509上)には、僧院の中で聚落比丘と阿蘭若比丘と一緒に食事するときの規定が次のように定められている。

聚落比丘と阿蘭若比丘が施を一にする時には、聚落比丘は早起して鞞稚を打って前食・後食し、請食を差してはならない。阿蘭若比丘を待つべきである。阿蘭若比丘は徐々に行くから待つように言うてはならない。人を派遣して分を請い、座処を留めることを囑すべきである。もし優婆塞がサンガに食をもたらす時には、聚落比丘は阿蘭若比丘に「明日の朝は早く来てください。某甲が前食・後食を請したから外で乞食しないようにしてください」と伝える。聚落比丘は先に釜の中に水を入れ、火を燃やし、阿蘭若比丘が来るのを待って米を入れる。阿蘭若比丘は聚落比丘に「あなた方は聚落中に住して説法教化し、法のために護をなして我らを覆蔭している」と言い、聚落比丘は阿蘭若比丘に「あなたは聚落を遠ざけて阿蘭若処にあり、閑静に上業を思惟して崇められている。これは難行であって、よく心意を息している」といって、互いに尊敬しあわなければならない。

これは1つの界の中に聚落比丘と阿蘭若比丘が住んでいる場合であって、檀越からサンガにもたらされた食物であるから、サンガの全員が出席しないと別衆となるからである。

[2-6] なお布薩はこの時分にも行われたようである。それは「布薩鞞度」に

住処(āvāsa)に食物を調えるべきこと<sup>(1)</sup>。

と規定されているからである。この因縁は、その住処の比丘らが飲料を供えず、食物を調えなかったので、客比丘が非難したからとなっている。

ところで布薩は1つの界に住する比丘あるいは比丘尼のすべてが出席しなければならないと定められている。1つの界に1つの寺院があつて、そこにすべての比丘あるいは比丘尼が住んでいるなら集まるのは簡単であるが、阿蘭若行者がいたり、複数の寺院があつたりする場合は、離れ離れのところから全員が布薩堂に集合しなければならない。そのために夜明け早々に布薩を始めるということはできなかったかもしれないが、おそらくそれからいくらかの時間的余裕をもって、それでも早朝時分に布薩を行い、乞食の時分には終わっているということが多かったのではないであろうか。早朝時分はもっとも時間が短い冬季でも3時間15分もあるからである。しかし上記の規定は食事時分まで長引く場合があつたことも示している。

もちろんさらに長引く場合は、午後時分も使われ、夕方時分や夜の時分も使われたであろう。『根本有部律』にはある比丘が食後に来なくて布薩(褒灑陀)が行えなかったことが記されているし<sup>(2)</sup>、『パーリ律』には

長老命じるときは、病にあらざるときは布薩堂(uposathāgāra)に灯明を設けなけれ

ばならない<sup>(3)</sup>。

とされているからである。

- (1) *Vinaya* vol. I p.118、『五分律』「布薩法」大正 22 p.123 中
- (2) 大正 23 p.866 上
- (3) *Vinaya* vol. I p.118

[3] 次に午後時分についての規定である。午後時分は先に述べたように、食事の後片づけが終わってから、夕方時分に入るまでの間であり、昼夜の時間が等しくなる春・秋分期は午後 1 時から午後 5 時までの 4 時間ほどとなる。

[3-1] この時分に限ったことではないが、律には『パーリ律』の波逸提 85 (非時入村落戒)<sup>(1)</sup> に

居合わせる比丘に告げないで、非時に (vikāle) 聚落 (gāma) に入ってはならない。

急用の場合を除く。

と定められ、「非時」は

正午を過ぎて夜明けに至るまで (majjhantike vitivatte yāva aruṇuggamanā)。

と定義されているから、特別の用がない限り、食後のこの時分を含めて翌朝までは町や村落に入ることが制限されていたと見てよいであろう<sup>(2)</sup>。「非時に村に入り、会堂に坐って種々の遮道の論をなしたから」という因縁である。

このようにこの午後の時分を含めて、夕方の時分も、もちろん夜の時分も、仏弟子たちは特別の所用がないかぎり町や村には入らず、僧院内や僧院の近くの園林などで時を過ごしたのであろう。

- (1) 『四分律』単提 83・非時入聚落戒 大正 22 p.692 下；『五分律』墮 83・非時入聚落戒 大正 22 p.070 上；『十誦律』波夜提 80・非時入聚落戒 大正 23 p.121 下；『僧祇律』単提 80・非時入聚落戒 大正 22 p.389 上；『根本有部律』波逸底迦 80・非時入聚落戒 大正 23 p.860 上。なお『十誦律』には、「余の出家の人は中前に聚落に入り中前に出て、食後は自らの住処に還り皆同じく和合し黙然として隠住すること、鳥母の中時に自ら巢中に伏住し子をして暖めるがごとし」とし、だから沙門釈子もこのようにすべきであるという非難があった、とされている。

- (2) 比丘尼の戒であるが波逸提 16 (食後入白衣家不語主人坐臥戒) に「食後に (pacchābattam) 俗家にいたり、主に語らずに床座に坐し、あるいは臥してはならない」という規定も存する。「食後に」とは、「日中を過ぎて (majjhantike vitivatte) 日没に至るまで (yāva atthamgate suriye)」と定義されている。他の漢訳律は『四分律』(比丘尼)波逸提 84 大正 22 p.742 上、『五分律』(比丘尼)波逸提 129 大正 22 p.093 上、『十誦律』(比丘尼)波夜提 105 大正 23 p.325 上、『僧祇律』(比丘尼)波逸提 85 大正 22 p.531 中、『根本有部律』(比丘尼)波逸提 96 大正 23 p.1002 中である。

[3-2] 「受戒韃度」および「儀法韃度」には、おそらくこの時分に行われるべき事柄であろうと考えられる作法が次のように定められている。

*Vinaya* 「受戒韃度」(vol. I p.047)：もし和尚が洗浴することを欲する (nahāyitukāmo) ならば浴を設ける。もし冷水 (sīta) があれば冷水を設け、湯 (uṇha) があれば湯を設ける。もし暖房 (jantāghara) に入ることを欲するならば粉末を練り (cuṇṇam sannetabbam)、粘土を湿す。暖房の台を持ってきて、和尚の後

から暖房の台を与え、衣 (cīvara) をとって一面に置き、粉末を練ったものと粘土を与える。もしできれば暖房と一緒に入る。暖房に入る時は粘土を顔に塗り、前後を纏って入る。暖房にあっては和尚に奉仕する。

水中にあっては (udake pi) 和尚に奉仕する。先に出て自分の身体の水をとり、內衣をつけて (nivāsetvā) 和尚の身体の水を拭い、內衣 (nivāsana) を与え、僧迦梨 (saṃghāṭi) を与え、暖房の台を持ってきて、先に座を設け、洗足水、足台、足布を置く。そして和尚に水があるかと問う。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のことをする。)

もし和尚が説教の請いを受けようとするならば説教を請い (sace uddisāpetukāmo hoti, uddisāpetabbo)、もし和尚が質問を受けようとするならば問う (paripucchhitukāmo hoti, paripucchitabbo)。もし和尚の住するヴィハーラが塵に汚れていたら浄める。浄めるにはまず鉢衣を出し、座具敷き具 (nisīdanapaccattharaṇa) を出し、褥と枕 (bhisī-bimbohāna) を出す。ベッド (mañca) や椅子 (pīṭha) を戸や軒にぶつからないように出す。床脚 (mañcapaṭipādakā ベッドの支えというのであるから、台座のようなものであろう) や痰壺を出し、寄りかかる板 (apassenaphalaka) を出し、地の敷き具 (bhummattharaṇa) を出す。もしヴィハーラにクモの巣があったら払う。窓と隅々を掃除する。もし紅土色に塗った壁があって塵に汚れていたら雑巾を湿らせて絞って拭う。もし黒色にした地面が塵に汚れていたら雑巾を湿らせて絞って拭う。もし工作しない地であれば撒いて掃除する。ゴミは集めて一面に捨てる。地の敷き具を乾かして浄め、打ち、元のところに運び入れる。床脚を乾かし拭って運び入れる。ベッドと椅子を乾かし、浄めて運び入れる。その他のものも同じ。鉢衣を納める。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のことをする。)

塵風が吹けば風の吹いてくる方の窓を閉める。寒い時ならば昼は窓を開き、夜に閉じる。もし暑い時ならば昼は窓を閉じ、夜は開く。(和尚はこのようなことはしない)

もし房 (pariveṇa) が汚れたなら掃除する。倉庫 (koṭṭhaka)、講堂 (upaṭṭhānasālā)、火堂 (aggisālā)、便所 (vaccakuṭi) が汚れたなら掃除する。もし飲用水 (pāniya) がなければ備え、もし洗浄水 (paribhojaniya) がなければ備え、もし洗浄瓶に水がなければ (ācamanakumbhiyā udakaṃ na hoti) 備える。(和尚はこのようなことはしない)

もし和尚の衣類 (cīvara) を洗う必要があれば自分で洗うか、他人をして洗わせる。もし衣類を作る必要があれば自分で作るか、他人をして作らせる。もし染料を必要とすれば……、もし衣類を染める必要があれば……。 (和尚が弟子の衣を洗ってやるということはしない。洗う必要があれば、和尚は「このように洗え」と命じたり、勤めて弟子に洗わしめる。以下同じ)

他人に鉢を与えてはならない、他人から鉢を受けてはならない。衣、資具、頭髪を剃る、奉侍、侍事、随従沙門となる、他人の得た施食を運ぶ……。和尚に問わないで村に入ったり、塚間に行ったり、地方に赴いてはならない。もし和尚が病気になったら、命ある限り近侍して快癒を待つ。(もし弟子が病気になったら、和尚は命ある限

り近侍して快癒を待つ)

『四分律』は『パーリ律』によく相応するので省略する。

『五分律』 「威儀法」 (大正 22 p.178 中) : 先に和尚・阿闍梨の房に行って所作あればこれをなす。その後自分の房に帰って、読誦したり、坐禅したり、経行したりして、清浄心をもって蓋纏を除く。

もし和尚・阿闍梨が四衆のために法を説こうとするならば、説法処を掃除し、座具を敷き、水瓶・拭手脚巾を用意し、非時漿があれば一処に置く。説法が終わったら座具などをしまう。

もし和尚・阿闍梨が洗浴するならば浴具を用意し、冷水あるいは暖水を用意する。浴室に入る時には必要なら一緒に入る。

『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.301 下) : もし和尚が浴室に入ろうとする時には、浴具・薪・油・澡豆を用意し、浴室に入る時には浴衣・水瓶・杖を与える。洗い終わったら衣を与え、床・水器・杖を取る。房に戻ったら小便器・唾器を置く。

このように午後時分は浴室で入浴したり、衣の洗濯や繕いをしたり、自分や和尚の房を掃除をしたり、若い僧ならば僧院の掃除などをしたり、あるいは和尚は弟子を教え、説法処で説法したり、弟子は和尚に教えを受けたり、聞法したりし、また坐禅・経行などをして過ごしたのであろう。

また『四分律』の「房舎鍵度」には

昼日に多人のところで脇を地につけて眠ってはならない。病比丘や遠来比丘で疲れているならば、房内に入り、戸を閉じて眠ることを許す<sup>(1)</sup>。

という規定もあるから、午後時分には房の中で昼寝などをする場合もあったであろう。なお『僧祇律』の威儀法には「温室浴法」と「洗浴法」<sup>(2)</sup>が別に定められているが、これは省略する。

以上のように午後時分は、この時間帯にはこれをなすべしという決められたものはなく、いわば自由時間という感じの時間帯であったということが出来る。

(1) 大正 22 p.941 上

(2) 大正 22 p.508 下、同 p.509 上

[4] 次に夕方時分の生活様式に関する規定を検討する。「夕方時分」というのは午後時分が終わって夜の時分になるまでの間の時間帯で、春秋の昼夜の時間が等しい頃では午後5時から6時半くらいまでの1時間半としておいた。

[4-1] 村落に入るに際して「非時」とされるのは、正午から翌日の夜明けまでであるから、「夕方時分」にもこれは適用される。『四分律』の「小事鍵度」<sup>(1)</sup>に

暮れに向かって白衣の家に至るべからず。仏事・法事・僧事・塔事・病比丘事のためならば行ってもよい。

とされているが、これは [3-1] に見たパーリの波逸提 85 の範疇にあることで、夕方に限ったことではない。

(1) 大正 22 p.955 中

[4-2] 『五分律』には夕方ごろに弟子が行ずべき事柄であると考えられるものが次の



ように述べられている。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.178 中) : もし和尚・阿闍梨が非時漿を用いるなら与える。もし誰かを呼んでいるなら呼ぶ。灯を必要とすれば灯す。夜にはここに宿することが必要かどうかと問い、必要であればそこに泊まり、必要でないとなれば房に帰って、先のような修道をする。

というものである。

[4-3] なお第4節・第5節において考察するように遊行比丘が遊行する時間帯は午後時分を使ってであるから、遊行比丘が宿泊先の僧院に到着するのは夕方時分ということになる。灯火の乏しい時代のことであるから、日没前には到着していなければならぬという事情もあったであろう。そこで「客比丘」の心得と、この客比丘を迎える「旧住比丘」の心得を紹介しておく。このなかにも夕方時分になすべき事項が含まれていると考えられる。

まず客比丘 (*āgantuka bhikkhu*) の心得である。各律ともすべて要約である。

*Vinaya* 「儀法捷度」(vol. II pp.207~208) : 僧園 (*ārāma*) に入ろうとするときには、履を脱いで下において叩いてから持ち、傘 (*chatta*) を下ろし、頭から覆いをとり (*sisam vivaritvā*)、衣 (*cīvara*) を肩にのせて入る。僧園に入ったら、旧住比丘 (*āvāsikā bhikkhū*) がどこに退いているか探し、旧住比丘のいる講堂 (*upaṭṭhānasāla*)・廷堂 (*maṇḍapa* 天幕、仮屋、仮堂)・樹下 (*rukhamūla*) に行き鉢と衣を置いて、相応の場所に坐す。そして飲用水・用水を問う。足を洗うときには一の手で水を取って注ぎ、他の手で洗う。もし旧住比丘が年長 (*vuḍḍha*) ならば敬礼し、新参 (*navaka*) ならば敬礼せしめる。臥坐処 (*senāsana*) を問い、いずれの臥坐処を得るやと言ひ、(その臥坐処にすでに) 住している者がいるか住していないか (*ajjhāvuttham vā anajjhāvuttham vā*) を問う。親近処 (*gocara*)・非親近処 (*agocara*)・学地認定の家 (*sekhasammatāni kulāni*)・大便所 (*vaccaṭṭhāna*)・小便所 (*passāvaṭṭhāna*)・飲用水と用水、杖 (*kattaradaṇḍa*) を問う。サンガの約定処 (*saṃghassa katikasaṅṭhāna*) を問い、何時に入り何時に出るか (*kaṃ kālaṃ pavisitabbaṃ kaṃ kālaṃ nikkhamitabbaṃ*) を問う。

もし精舎が無住ならば、掃除をする。……以下は弟子の和尚への奉仕の仕方に同じ。

『四分律』「法捷度」(大正 22 pp.930 下~931 下) : 客比丘が寺内に入ろうとする時には仏塔・声聞塔があるか、あるいは上座がいるかどうかを確認する。入る時には革履をはたいてから手に取り、手で門を開ける。もし開かなければノックして中の人に知らせる。それでも開かなければ衣鉢を第2比丘に預け、垣根を乗り越えて入って門を開ける。塔は右邊する。寺内に入ったら杵、龍牙杵、衣架、樹木、石あるいは草などに衣鉢を安置して、洗脚処に行き洗脚する。もし水がなければ水はどこにありますかと聞く。そして「私は何歳です。房はありますか」と問う。あるといえば「その房に人がいますか」と問う。いなければ「臥具や被や利や器物や房衣や福饒がありますか」と問い、必要であれば取ると言う。それから房に行き、戸を開け、蛇などがいないかを見、入って床褥・臥具・枕を出して房を掃除し、糞土を除き、衣架や壁が壊れたり、鼠の穴があれば泥を塗る。もし地面が平らでなければ平らにする。泥漿でぬぐって清らかにし、地敷きをふるってから持って房に入る。常に着ている衣や着ていない

衣などを区別して置き、針囊、革履囊、針筒、盛油器をそれぞれ別のところに置く。房の外の壁や机が汚れていれば洗淨する。浄水瓶、洗瓶、飲水器を用意する。そして「大行処、小行処、浄地、不浄地はどこですか、どれが仏塔・声聞塔で、どれが第1上座の房、第2、第3、第4上座の房ですか」と問い、仏塔・声聞塔を礼し、第4上座まで順次に礼する。上座には偏袒右肩し、革履を脱ぎ、右膝を地につけ、両足をとって礼する。また「どこが衆僧大食の処、小食の処、夜集の処、説戒の処ですか、何が僧差食、檀越送食、月八日食、月十五日食、月初日食、檀越請食で、次にどこに行きますか」と問う。また「明日は檀越請、衆僧の小食、大食はありますか、覆鉢の檀越はどこで、学家はどこですか、どこに悪い犬がおり、どこによい人がおり、どこに悪い人がいますか」と問う。

『五分律』「威儀法」(大正22 p.178下)：[客比丘初学法] 客比丘は僧坊に至ろうとする時には、先に衣を反抄するため下ろし、肩の上に着ける。革履を脱いでほこりを払い、拭ってきれいにし、草の葉でつつんで持って入り、一休みする。そして旧比丘に「上座の房はどこか」と尋ねる。そして行って挨拶する。もし早い時刻だったら、塔を礼拝してから、次第に諸々の上座に挨拶する。それから手脚を洗い、この住処の分臥具人は誰かと尋ね、行って「私は若干歳です、房分がありますか」と尋ねる。もしあれば「人が住していますか住していませんか」と尋ねる。もし住していなければ、毒蛇などがいることがあるから注意して入り、掃除する。臥具がなければ、分臥具比丘のところに行って求める。また「この房に食があるかないか、この聚落の食は早いか遅いか、どこに学家羯磨をなし、どこに覆鉢羯磨をなし、どこに悪犬がおり、どこに淫女・年長の童女・寡婦がいるか、どこで布薩を行い、何の時に布薩し、どこが粥処でどこが食処であるか」を尋ねる。そのあいだに僧事があれば速やかに行く。

『十誦律』「雑法」(大正23 p.300上)：客比丘は僧坊に至ったら、偏袒著衣して泥洹僧を着し、衣囊が右肩にあったら左肩に着け、杖・油囊・革履・針筒が右手にあれば左手に移す。もし大小便を催したら、先に外ですまして僧坊に入る。水を得たら足をあらい、水がなかったら草木の葉で足を拭いて入る。もし門が閉じていたら門をたたいて開けることを求める。もし開けなかったら僧坊の外の牆塹刺棘があればそこに止まる。もし旧比丘を見たら、「若干歳比丘の房があるか」と問う。もしあると言え、いずれを用いるかと問う。もし必要かと問われれば、盥・繩・掃除の箒を求める。房戸を開けて弾指して、蛇がいれば去らせる。枕・被褥・床榻・覆地物を出し、地を掃き清める。枕・被褥・床榻・覆地物をはたいて埃を取ってからもとに戻す。洗脚鼈・常用水瓶に水を入れ、革履を拭い、帯を払い、革履を履いて房に入って門を閉じ、櫛を下ろし、繩床に坐す。地了時(夜明け方)に旧比丘に問う。この僧坊に前食があるかないか、時食があるかないか、どこに悪犬・悪牛・大童女・寡婦の家があるか、どこが僧羯磨学家、覆鉢羯磨家であるか、どこに行くべきであり、どこに行つてはならないかを問い終わって、乞食に出るべきである。もし去らんとする時には、灌、繩、掃除の箒などを本主に返し、臥具を覆って門を閉じ、櫛を下ろして去る。

『十誦律』「雑法」(大正23 p.300下)：客比丘は4上座を礼拝すべきである。4上座が離れ離れに住んでいる時には、房舎中の4上座に礼拝すればよい。

『僧祇律』 「威儀法」 (大正 22 p.507 中) : 暮れに聚落に宿しようとする時には、先に 2 少年比丘を派遣して宿処を求め、非時漿・塗足油・前食・後食を求めさせる。もし池水・井水があれば澡洗してから衣紐を着けて入る。聚落中あるいは阿蘭若処の精舎に入る時は声をかけて門を開けてもらう。墻を越えて入ってはならない。旧比丘に歳にしたがって牀褥を配分してもらったら、大小行処・衆僧の制限・覆鉢羯磨を受けている家・悪い狗のいる家・不信の家を問ひ、この住処に前食・後食があるかを問う。

『僧祇律』 「威儀法」 (大正 22 p.510 中) : 客比丘は旧住比丘に挨拶すべきであるが、次の時に挨拶をしてはならない。口論している時、屋作、泥作時、熏鉢、浣衣、煮染、染衣、縫衣、澡浴、油塗身、洗足……などの時、闇中、授経時、泥洹僧 (內衣、裙) を着ている時である。礼は足を礼し、膝や脚や脛を礼してはならない。客比丘は問うべきである。「誰がこの僧の上座であるか、第 2、第 3、第 4 上座であるか」と。この上座には礼足すべきである。

以下は各律の説く客比丘を迎えるべき旧住比丘の心得である。

**Vinaya** 「儀法鍵度」 (vol. II p.210) : 旧住比丘は年長の (*vuḍḍhatara*) 客比丘には床座 (*āsana*) を設け、洗足水・足台・足布を置き、迎えて鉢と衣を取り、水が必要であるかと問ひ、履を拭う。客比丘を敬礼し、臥坐処 (*senāsana*) を設けてこれをあなたの臥坐処とすると言ひ、住しているかいないかや親近処・非親近処・学地認定の家・大便所・小便所、飲用水、用水、杖、サンガの約定処を告げ、この時に入り、この時に出るべきであると告げる。もし新参なら坐して告げ、ここに鉢を置き、ここに衣を置き、ここに坐せと言ひ。飲用水、用水を告げ、履を拭う布を告げ、客比丘をして礼拝せしめる。臥坐処を告げ、これを汝の臥坐処とすると言ひ、住しているかいないか、親近処……この時に出るべきであると告げる。

『四分律』 「法鍵度」 (大正 22 pp.930 下~931 下) : 旧比丘は客比丘が来たことを知ったら外に迎えに出て、衣鉢を取り、温室・重閣・経行処があればそこに置き、客比丘に座を与え、洗足水、水器、拭足布を与え、革履をとる。洗足が終われば本処に戻って問う。「水を飲みますか」と。また「長老は何歳ですか」と問ひ、歳に応じて「これが房です、これが縄床、木床、褥、枕、氈被、地敷き、唾器、小便器です。ここが大便処、小便処、浄処、不浄処、これは仏塔、これは声聞塔、ここは第 1 上座の房、第 2、第 3、第 4 上座の房、ここは衆僧大食処、小食処、夜集処、布薩処、僧差食、次には某処に至る。某甲檀越が明日僧を請する、小食大食を与える。某甲の家は覆鉢羯磨をなした家、学家羯磨をなした家、どこの犬は悪い、どこはよい、どこは悪い」と告げる。

『五分律』 「威儀法」 (大正 22 p.178 下) : [客旧比丘初学法] 旧住比丘は上座客比丘がやってくることを知ったら、房舎を修飾し、牀蓆をはたき、臥具をさらし、房内を掃除し、房前の草を除き、浄水を覆って一処に置き、手ふきを用意する。もしやってきたと知ったら出迎え、下座比丘をして衣鉢を取らしめ、座を設け、洗脚水を与え、拭手脚布を授け、客上座比丘に衣物眷族が多ければ 2 房を与える。また客比丘が病気であれば厠に近い房を与え、浴を用いるならば浴具を用意し、非時漿が必要なら与える。竟夜に (一晚中) 為に集めて法を説き、明日の前食・後食・粥・旦鉢那を用意し、

夏安居にとどまることを請い、一切を勸化して供養を設ける。

『十誦律』「雑法」(大正 23 p.300 下)：王舎城に大僧坊があった。初夜・中夜・後夜に多くの客比丘があったが、上座はこれを知らなかった。「もし客比丘が来れば先に上座に礼拝すべし」。1250 人の比丘があったので、初夜をすぎて疲れてしまった。

「4 上座を問訊すべし」。客比丘が暮れに来て問うた。第 1 上座はどこにおられるか、戸、耆闍崛坊、毘伽羅坊、貴守陀坊、薩多訶求坊、……。「房舎中に入るところにしたがい、彼の 4 上座を礼せ」。大精舎の門前で迷って立ちすくんでいた。「もし上座を見ることを得れば礼せ。見ることができなかつたらやめよ」。

『僧祇律』「威儀法」(大正 22 p.510 中)：旧比丘は問うべきである。「長老は何歳ですか」と。客比丘が小ならば座を与えて、坐らせる。もしあれば、前食、後食、塗足油、非時漿を与える。

以上から客比丘は、僧院に入ったらまず足を洗い、それから上座に挨拶し、房の割当を受け、掃除をする必要があれば掃除し、臥坐具を揃え、大小便所などの施設の場所を確認し、翌日の食事や乞食の注意などを受けなければならないことが判る。そしてこれだけの事柄を日没までにすませてしまわなければならないとすれば、おそらく日没の 1 時間半くらい前には到着していなければならなかったであろう。これはまさしく夕方時分に相当する。

これに対して旧住比丘はこの客比丘にさまざまな指示をし、また協力もしなければならなかったであろうから、午後時分には僧院の外にいたとしても、この時分には僧院に戻っていたであろうことが推測される。また旧住比丘自身も、夜の就寝の準備や翌朝の食事の準備など、太陽のあるこの時間帯にすませておかなければならなかったであろう。

またもし僧事があれば、旧住比丘に客比丘が加わって、その時点に、この僧院(界)に住している比丘全員が参加しなければならなかった。

[5] 夜の時分の規定を紹介する。夜はもちろん日没から日出までである。この時分に関する規定には次のようなものがある。『パーリ律』の波逸提 22 (与尼説法日暮戒) (1) には

選任されたとはいえ、日没後に比丘尼を教誡してはならない。

とされている。また『十誦律』の「小事毘度」(2) には、

夜遅くに来た客比丘は、しかるべき時間(規定あり)を過ぎたら下座を起こしてはならない。

という規定もある。

なお比丘尼の規定として、『十誦律』の「比丘尼毘度」(3) には、

比丘尼は夜来て自恣してはならない。早起して来て、比丘に従って自恣すべし。

という規定があり、また比丘尼が 1 人で夜間に外出してはならないというのも当然である(4)。

おそらく夜は暗闇になり、僧院の外に出ることは猛獣や盗賊などの難に会う危険性が高く、しかも灯火の乏しい時代であるから、夜時分は自房で坐禅をしたり、休んだりして、静かに過ごすべき時間帯であったことは推測するに難くない。

(1) 『四分律』単提 22・与尼説法至日暮戒 大正 22 p.649 下；『五分律』墮 22・与尼説法至日暮戒 大正 22 p.045 下；『十誦律』波夜提 22・与尼説法至日暮戒 大正 23 p.082 上；『僧祇律』単提 22・与尼説法至日暮戒 大正 22 p.346 上；『根本有部律』波逸底迦 22・与

尼説法至日暮戒 大正 23 p.803 下

(2) 雜法 大正 23 p.280 下

(3) 雜法 大正 23 p.296 下

(4) *Vinaya* (比丘尼) 僧殘 6 vol.IV p.227 ; 『四分律』 (比丘尼) 僧殘 7 大正 22 p.720 中 ;  
『五分律』 (比丘尼) 僧殘 6 大正 22 p.080 上 ; 『十誦律』 (比丘尼) 僧殘 6 大正 23  
p.307 下 ; 『僧祇律』 (比丘尼) 僧殘 5、6 大正 22 p.518 上 ; 『根本有部律』 (比丘尼)  
僧殘 6、7、8、9 大正 23 p.934 下